

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十条第三項、第三十二条第四項及び第三十七条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

（会計の原則）

第一条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

第二条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第三条 平成十一年四月二十七日の中央省局等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十七条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（会計処理）

第一条の二 文部科学大臣は、事業団が助成業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができます。前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剩余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三 文部科学大臣は、事業団が助成業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に對応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

（勘定間の資金の繰入れ制限等）

第三条 事業団は、法附則第十二条の規定により第三十八条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。（区分経理）

第二条 事業団は、法第三十三条第一項に規定する勘定として、同項第一号の經理については助成勘定を、同項第二号の經理については短期勘定を、同項第三号の經理については厚生年金勘定を、同項第四号の經理については退職等年金給付勘定を、同項第五号の經理については福祉勘定を、同項第六号の經理については共済業務勘定を設け、それぞれについて貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設けて経理するものとする。

第三条 日本国立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。）第十七条に掲げる費用について、法附則第十二条の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

第四条 削除

（共済業務に係る予算の内容）

第五条 法第三十条の予算は、共済業務に係る予算総則及び収入支出予算とする。（共済業務に係る予算総則）

第六条 共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

第七条 共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。（共済業務に係る予備費）

第八条 事業団は、予見することができない理由による共済業務に係る支出予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。（共済業務に係る予備費）

第九条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費以外の経費に予備費を使用したときは、直ちに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第十条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

十一 その他の予算の実施に關し必要な事項

（共済業務に係る収入支出予算）

十二条 共済業務に係る収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

十三条 共済業務に係る第一条第一項に規定する勘定（当該勘定に内訳としての経理単位が設けられている場合は当該経理単位）ごとに、前項の規定による区分を行うものとする。

十四条 事業団は、予見することができない理由による共済業務に係る支出予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。（共済業務に係る予備費）

十五条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

十六 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

十七条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

十八条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

十九 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

二十 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

二十一 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

二十二 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

二十三 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

定める基準に従つて、各勘定に配分することにより経理することができる。

（勘定間の資金の繰入れ制限等）

第三条 事業団は、法附則第十二条の規定により助成勘定から厚生年金勘定へ資金を繰り入れる場合並びに法第三十三条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に要する費用に充てるために短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定から共済業務勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、助成勘定、短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定の各勘定間における資金の繰入れをしてはならない。

（勘定間の資金の繰入れ制限等）

第三条 事業団は、法第三十三条第一項に規定する勘定として、同項第一号の經理については助成勘定を、同項第二号の經理については短期勘定を、同項第三号の經理については厚生年金勘定を、同項第四号の經理については退職等年金給付勘定を、同項第五号の經理については福祉勘定を、同項第六号の經理については共済業務勘定を設け、それぞれについて貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設けて経理するものとする。

第三条 日本国立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。）第十七条に掲げる費用について、法附則第十二条の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

第四条 削除

（共済業務に係る予算の内容）

第五条 法第三十条の予算は、共済業務に係る予算総則及び収入支出予算とする。（共済業務に係る予算総則）

第六条 共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

第七条 共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。（共済業務に係る予備費）

第八条 事業団は、予見することができない理由による共済業務に係る支出予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。（共済業務に係る予備費）

第九条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

第十条 事業団は、第十二条第一項に規定する経費及びその必要な理由

第十二条 共済業務に係る第一条第一項に規定する経費及びその必要な理由

第十三条 共済業務に係る第一条第一項に規定する経費及びその必要な理由

（九 福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に係るものに限る。）の構成割合）

（九 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十一 その他の予算の実施に關し必要な事項）

（九 福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に係るものに限る。）の構成割合）

（九 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十一 その他の予算の実施に關し必要な事項）

（九 福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に係るものに限る。）の構成割合）

（九 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十一 その他の予算の実施に關し必要な事項）

（九 福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に係るものに限る。）の構成割合）

（九 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十 福祉勘定における加入者の貯金の受け入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件）

（十一 その他の予算の実施に關し必要な事項）

に予備費を使用する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

事業団は、前項の承認を受けようとするときは、流用又は使用を必要とする理由並びに金額及びその積算の基礎を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

(共済業務に係る支出予算の繰越し)

事業団は、共済業務に係る予算の実施上必要があるときは、共済業務に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、共済業務に係る予算総則で指定する経費については、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければ繰り越して使用することができない。

事業団は、前項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

事業団は、第一項の規定により繰越しをしたときは、共済業務に係る支出予算の区分ごとに次に掲げる事項を記載した繰越計算書により、翌事業年度の五月三十一日までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 繰越しに係る経費の支出予算現額

二 前号の経費の支出予算現額のうち支出の決定をした額

三 第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度に繰越しをした額

四 第一号の経費の支出予算現額のうち不用となつた額
(共済業務に係る事業計画及び資金計画)

第五十三条 法第三十条前段の事業計画には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 加入者の数、その標準報酬月額及び標準賞与額並びに被扶養者及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一条)第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者の数の前事業年度及び当該事業年度の推計

二 短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における給付の前事業年度及び当該事業年度の推計

三 短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における標準報酬月額及び標準賞与額と掛金等(共済法第二十七条第二項の規定による掛金等をいう。)との割合の前事業年度及び当該事業年度の状況

四 厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における事業の現況

该事業年度の福祉施設の設置及び廃止の計画に行う事業の計画

五 福祉勘定における共済法第二十六条に規定する事業の現況

六 福祉勘定における福祉施設の現況並びに当該事業年度の福祉施設の設置及び廃止の計画

七 前各号に掲げるものほか、当該事業年度について明瞭にしなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の用途

三 その他必要な事項

(共済業務に係る予算の認可申請)

第十四条 事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 認可を受けようとする予算の積算の基礎を明瞭にした書類

二 当該事業年度の予定損益計算書及び前事業年度末における予定貸借対照表

三 前事業年度の予定損益計算書及び前事業年度末における予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

五 中期目標の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための認可を受けようとする予算の積算の基礎を明瞭にした書類

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに役割

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 事業団に関する基礎的な情報

(閲覧期間)

第十五条 事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る事業計画及び資金計画について認可を受けようとするときは、共済業務に係る事業計画及び資金計画を記載した申請書に、申請

一 事業団の役員(監事を除く)及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

三 中期目標の概要

四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための認可を受けようとする予算の積算の基礎を明瞭にした書類

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに役割

八 業績の適正な評価に資する情報

(財務諸表)
(業務報告書の作成)

第十六条 法第三十二条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(会計監査報告書の作成)

第十七条 事業団に係る法第三十二条の二に定めるところによる。

文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

業務報告書には、次に掲げる事項(第三号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項にあっては、共済業務に係るものを除く。)を記載しなければならない。

一 事業団の目的及び業務内容

二 国の政策における事業団の位置付け及び役割

三 中期目標の概要

四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための認可を受けようとする予算の積算の基礎を明瞭にした書類

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに役割

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 事業団に関する基礎的な情報

(閲覧期間)

第十七条 法第三十二条第三項の文部科学省令で定める期間は、五年とする。

(電子公告を行うための電磁的方法)

法第三十二条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報の技術を利用することであつて文部科学省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受けられる者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該当情報の記録する方法とする。

イ 無限定意見 監査の対象となつた財務諸表が事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において認められる旨

ロ 除外事項を付した限定意見 監査の対象

た自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用するものによる措置とする。

(会計監査報告書の作成)

第十七条 事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

文部科学省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

会計監査人は、法第三十二条第一項に規定する財務諸表、業務報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告書を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法及びその内容

三 会計監査人の監査の方法及びその内容

四 会計監査人の監査の方法及びその内容

五 会計監査人の監査の方法及びその内容

六 会計監査人の監査の方法及びその内容

七 会計監査人の監査の方法及びその内容

八 会計監査人の監査の方法及びその内容

九 会計監査人の監査の方法及びその内容

十 会計監査人の監査の方法及びその内容

十一 会計監査人の監査の方法及びその内容

十二 会計監査人の監査の方法及びその内容

十三 会計監査人の監査の方法及びその内容

十四 会計監査人の監査の方法及びその内容

十五 会計監査人の監査の方法及びその内容

十六 会計監査人の監査の方法及びその内容

十七 会計監査人の監査の方法及びその内容

十八 会計監査人の監査の方法及びその内容

十九 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十二 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十三 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十四 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十五 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十六 会計監査人の監査の方法及びその内容

二十七 会計監査人の監査の方法及びその内容

の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において、独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正に表示していると認められる旨又は会計の原則に準拠して作成されると認められる旨及び除外事項

ハ 否定的意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨又は会計の原則に準拠していない旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、業務報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、業務報告書(会計に関する部分を除く。)及び決算報告書に

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、業務報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に

七 会計監査報告書を作成した日

4 前項第五号に規定する追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

五 会計方針の変更

二 重要な偶發事象
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の四 事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

2 事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二号に規定する文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第十八条 法第三十五条第四項に規定する利益金の計算の方法

事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入金の借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法

七 その他必要な事項

(償還計画の認可)

第二十一条 事業団は、法第三十八条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、助成業務に係るものにあっては法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項前段の規定により年度度計画を届け出た後遅滞なく、共済業務に係るものにあっては法第三十条前段の規定による認可を受けた後一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 私学振興債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び私学振興債券の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

(法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産)

2 法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産)

一 特別の法律により法人の発行する債券

二 貸付信託の受益証券

三 その他確実と認められる有価証券とされる場合にあっては、次に掲げる有価証券とする。

(文部科学大臣の承認を受けなければならない。

一 指定する有価証券は、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定以外の勘定の余裕金を運用する場合にあっては、次に掲げる有価証券と

かじめ文部科学大臣の承認を受けたもの

二 年金給付勘定の余裕金を運用する場合にあっては、次に掲げる有価証券(元本が本邦通貨で支

払われるものに限る。)とする。

一 特別の法律により法人の発行する債券(次号に掲げるものを除く。)

二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)に規定する特定社債券

三 公社債投資信託の受益証券

四 貸付信託の受益証券

五 外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

六 地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

七 地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

八 地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

九 地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

十 地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

(文部科学大臣の指定する金融機関)

第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他文部科学大臣が定める財産とする。

第十二条 事業団は、法第三十九条第一項第三号に掲げるもののうち運用方法を特定する金銭信託に運用しようとする場合、施行令第十六条第一号に掲げる信託(法第三十九条第一項第一号の規定により取得した有価証券のみを信託するものを除く。)に運用しようとする場合又は

施行令第十六条第三号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(資産の運用)

一 収益

イ 国庫補助金収入

ロ 貸付金利息

ハ 寄附金収益

チ 財務収益

ト 前期損益修正益

ハ 固定資産売却益

ト 交付補助金

ハ 借入金利息

ト 債券利息

ハ 貸倒引当金繰入

ト 債券発行差金償却

ハ 配付寄附金

ト 学術研究振興費

ハ 貸倒引当金繰入

ト 有価証券売却損

ハ 業務経費

ト 雜損

ハ 一般管理費

ト 固定資産除却損

ハ 前期損益修正損

ト 固定資産売却損

ハ 厚生年金保険給付積立金

(厚生年金保険給付積立金)

(退職等年金給付積立金)

第十九条の二 事業団は、毎事業年度、厚生年金勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金として積み立てなければならぬ。

(借入金の認可)

第二十条 事業団は、法第三十七条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けるとすると、又は同条第五項ただし書の規定により短期借入金若しくは長期借入金の借入の認可を受けようとするときは、申請の日ににおける帳簿価額

(現金及び預金にあっては、申請の日ににおける貸付けは、予算の定めるところにより行うも

の認可を受けようとするときは、次に掲げる

第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日における帳簿価額

(昭和二十二年法律第百八十一号)第一条第一項に規定する金融機関(銀行を除く。)とする。

(勘定間の貸付け)

二十四条の二 施行令第十六条第四号に規定す

る貸付けは、予算の定めるところにより行うも

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条

この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条の二第三項

附 則 (平成二七年九月三〇日文部科学省令第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二

附 則 (令和二年三月二三日文部科学省令第四号) 抄

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二六日文部科学省令第八号) 抄

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日文部科学省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。